

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例 に関する法律の概要

東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、国等が緊急に行う災害復旧及び除塩並びにこれと併せて行う区画整理等の事業を円滑に実施できることとする等の措置を講じる。

法律の概要

現行の課題

1. 除塩事業がない。

2. 国が農地を災害復旧する事業がない。

3. 国が災害復旧する場合に、国庫負担の嵩上げがない。

4. 区画整理には国庫負担の嵩上げがない。

事業内容

① 除塩
(創設)

② 農地・農業用施設の災害復旧

③ ②と併せて実施する改良

④ ②と併せて実施する区画整理

国庫負担

9/10

事業に必要な額に応じて大幅な嵩上げ分を加えた率

実施手続

事業の開始手続

国又は都道府県は申請によらず区画整理等の事業を実施。

同意徴集手続の簡素化

施設改良に係る事業計画の同意徴集手続について、一定の場合、簡素化

期待される効果

- 緊急に復旧を進めることにより、早期に営農再開
- 除塩事業を高い国庫負担率で実施
- 区画整理のほか、国が実施する復旧等の事業についても高い国庫負担率で実施